

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年4月26日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

**選挙管理委員会告示**

○政治資金規正法第17条第2項の適用

1

告 示

**富山県選挙管理委員会告示第45号**

政治資金規正法第17条第2項の適用について

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成31年4月2日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年4月26日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
四十九清治後援会	山内重均	高畑孝与	高岡市手洗野1285
国 清 会	四十九清治	高畑孝与	高岡市手洗野1285

